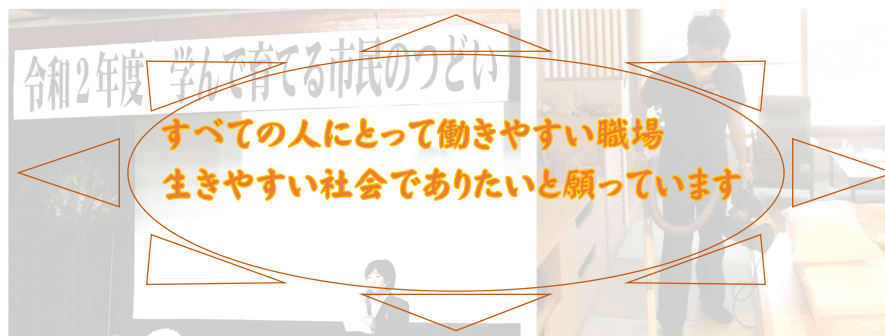


生き生きと輝く若者たち

～青少年・若者の孤独・孤立に関わる問題について～



1

【研究調査テーマ】

ひきこもりとなり、社会参加できなくなる前の段階で、社会教育委員としてかかわれること

～「青少年・若者の孤独・孤立問題を考える」～

※40代になったら社会参加は難しい。困る前に手を打つ

☆「青少年・若者の孤独・孤立問題」はテーマのキーワードと重なる

☆さらには「不登校30万人問題」につながるものがある

2

【研究調査をするようになったきっかけ】

- ・ 個人の活動を大切にしつつも、共通のテーマを持ちたい。
- ・ 社会教育を「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育的活動」（社会教育法第2条より抜粋）としてとらえ、地域における現状を眺めつつ、これからの青少年や成人に対する教育活動の方向性について考えていきたい。
- ・ 「ハ〇五〇問題」など、ひきこもりの問題が長く社会問題となっている。
- ・ 加えて若年無業者や孤立しがちな青少年が増えている。

3

4年間の研究調査の経過

- ・ 令和元年度 NPO法人ばーむばいす「就労訓練支援事業 ほっぶすてっぷJOBcollage飯山」視察
- ・ 令和2年度 春蘭の宿さかえや視察
学んで育てる市民のつどいにて、湯本晴彦代表取締役社長による講演
- ・ 令和3年度 ほっぶすてっぷJOBcollage中野視察
- ・ 令和4年度 春蘭の宿さかえやの従業員さんと作業を通じた交流



4

令和元年12月 NPO法人ぱーむぼいす 就労訓練支援事業 ほっぷすてっぷJOBcollage飯山を視察して

- ・事業の対象者は、高校卒業後から29歳ぐらいまでの青少年で、就労の意思のある人
- ・関係機関との連携拡大と支援体制の整備
- ・課題とその解決の難しさ

当事者とかかわりをもつには、
時間と根気が必要な時もある...



令和2年「JOBcollage中野」開設 ～小さな声もときには大切な声になることを学びました～5

【視察から見えてきたこと】

- ・当事者や保護者を孤立させない総合的で継続的な相談支援が大切である。

※相談窓口は当事者より保護者を先にする方が有効な場合が多い。

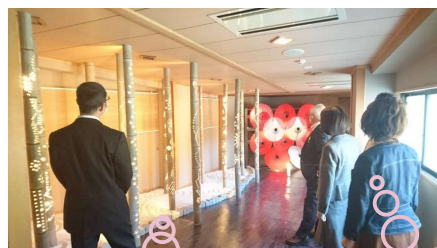
- ・当事者が気軽に立ち寄り、なんでも話すことのできる支援者や仲間が身近にいる、そんな居場所づくりが大切である。

※当事者に寄り添いながら同じ目線に立って話すことのできる支援者の存在。

※同じような経験を持ち、気軽に何でも話せる仲間のいることが、青少年・若者を孤立させないためにはとても大事なことである。

6

令和2年10月 山ノ内町渋温泉春蘭の宿さかえやを視察して



- ・従業員のアイデアが生かされた館内
- ・旅館経営にかかわる社長の発想の転換
- ・仲間をつなぐ春蘭通信

人を育てるには、あきらめず、
気負いせず、ゆっくりといつ
までも愛情とつながり、時に
感謝と良さを伝えていく事
が大切

「自分のため」だけでなく
「誰かのため」を加えれば、
明るい未来につながると
思っています。

「すべての従業員が孤立せ
ず、仲間を意識できるように
なしてほしい」...湯本社長

7

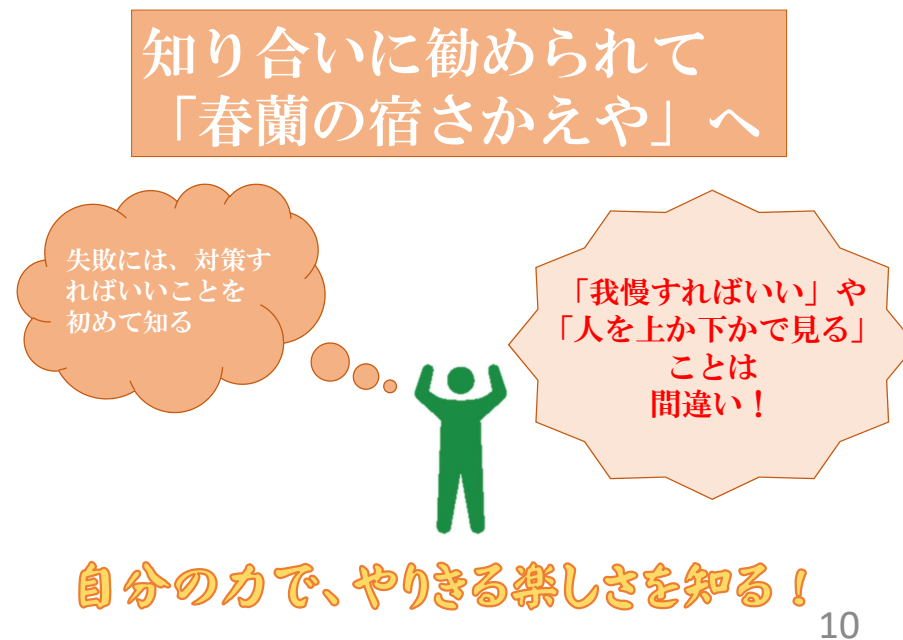
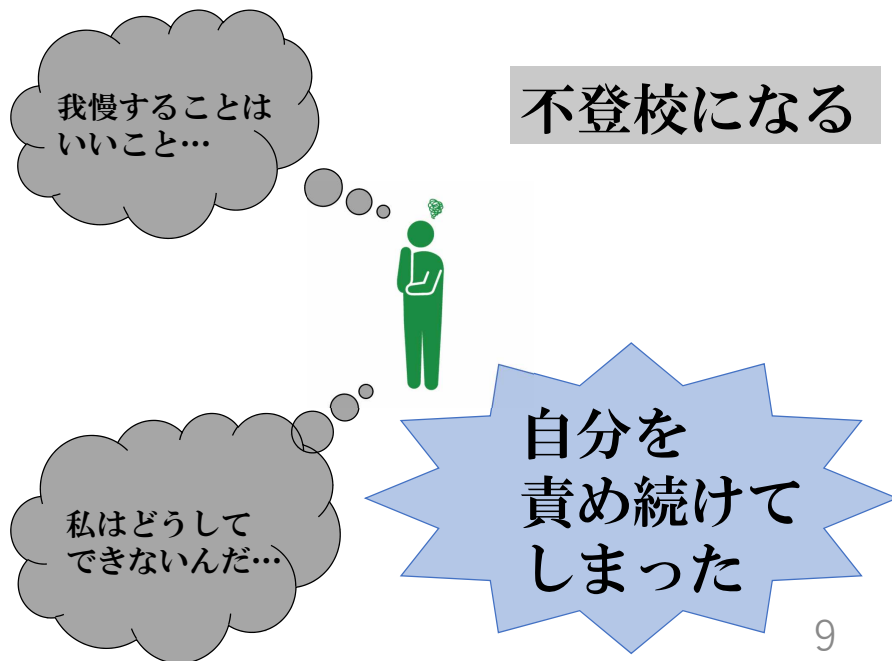
【視察から見えてきたこと】

- ・経営者と従業員が一体となること
- ・同僚同士のつながりが従業員一人一人の働く支えとなること

- ・令和2年11月
「学んで育てる市民のつどい」にご講演いただく



8



令和4年9月
春蘭の宿さかえやにて従業員と一緒に働くことを通した交流から



- ・ひとり一人の従業員に対する配慮と工夫
- ・働き方への柔軟な対応

11

【交流活動から見えてきたこと】



12

おわりに

・「就労訓練事業」は社会とつながりにくい(孤立しがちな)青少年・若者にとって素晴らしい事業

⇒「働きやすい」職場の一つのモデルでもある

(生活困窮者の生活支援事業をすすめていくためのガイド)

就労訓練事業って？	雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する「非雇用型」と、雇用契約を締結したうえで支援付きの就労を行う「雇用型」のいずれかで就労を行います。どちらの場合も、本人の状況に合わせてステップアップしていく、最終的には一般就労につなげることが目標です。
どのようなことをするの？	例えば、毎日の就労が難しい、体調の変化でときどき休んでしまうという方に対しては、就労日数や一日の就労時間を少なくしたり、まわりの従業員の理解を求めつつ、その方が休んだ時の仕事をカバーしたりするなどの配慮をします。その人の得意なことなどをいくつか切り出して、一人分の仕事としてお任せします。
対象者は？	すくには一般企業等で働くことが難しい方です。具体的には、長期離職者、ニート、ひきこもり、心身に課題があったり、精神疾患を抱える方、生活保護受給者など、さまざまな状況の方を対象としています。
どこが事業所が就労訓練事業をしているの？	社会福祉法人やNPO法人、営利事業所等が自主的に行っています。詳しくはお近くの生活就労支援センターへお問い合わせください。

就労訓練事業
へ生活困窮者自立支援制度

13

おわりに

・視察研修は私たち社会教育委員を学び太らせるとともに、そこには必ず市民へ伝えたい(情報発信したい)ことがある

・「青少年・若者の孤独・孤立問題」はいつそう大事な社会問題として受け止めていかなければならない

・高齢ご夫妻がご自身の自宅である古民家を「憩いの場・縁側」として開放し、高齢者同士がお互いに「そこそこ」顔が見える関係づくりや魅力的な地域づくりにかかわる活動を展開している

・令和5～6年度は「つながり」と「多様性(共生)」をテーマとして取り組んでいる。

14

社会教育委員新聞 「つながろう社会と」



↑ダウンロードはこちらから↑
1号・2号が読めます

15